

10月1日から水道料金を改定します

1. 改定の理由

益田市の水道料金は、旧益田市時代の平成14年4月に平均7.33%の増額改定を行なった後、平成16年の市町村合併時に1市2町の料金体系の統一を図って以来、経費節減等に努め、現行の料金水準を維持してきました。今後、水道施設の耐震化や更新に多額の費用を要する一方、人口減少などにより料金収入の減少が予測される中、必要な財源を確保することが困難な状況となっています。

こうした状況の中、平成31年1月に設置した益田市水道料金審議会から、令和元年8月に水道料金の改定について答申があり、12月の益田市議会で審議され、実質平均改定率22.72%の料金改定について条例案の可決・承認を受けました。値上げ抑制策として、今年10月から段階的に料金改定を行います。

「いつまでも安心と安定」した水を供給していくため、今後とも一層の経費節減、効率的な経営に努めますので、市民の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

2. 主な改定内容

- (1) 水道料金収入全体で平均**22.72%**の増収となる改定を行います。
- (2) 料金体系は、これまでの「用途別」から「口径別」の料金体系とします。
- (3) 従量料金は、少量利用者の急激な負担増とならない「**逡増型料金体系**」とします。

※「逡増型料金体系」とは、使った水量に応じて段階的に料金が高くなる料金体系です。

3. 激変緩和措置について

水道料金の増額改定は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、激変緩和措置として令和2年10月1日から3年間をかけて段階的に水道料金を引き上げます。

- 令和2年10月1日（1年目）に平均**8.49%**の改定を実施します。
- 令和3年10月1日（2年目）に平均**7.96%**の改定を実施します。
- 令和4年10月1日（3年目）に平均**6.27%**の改定を実施します。

4. 改定料金表（1カ月あたり）

（消費税込み）

料金表		令和2年10月～ （激変緩和1年目） + 8.49%	令和3年10月～ （激変緩和2年目） + 7.96%	令和4年10月～ （改定水道料金） + 6.27%	令和2年10月～ 改定メーター使用料
口径別 基本料金 （8㎡まで）	13mm	1,210円	1,320円	1,375円	55円
	20mm	1,320円	1,430円	1,485円	110円
	25mm	1,650円	2,200円	2,530円	165円
	40mm	2,310円	3,300円	3,960円	330円
	50mm	4,510円	6,820円	8,140円	1,210円
	75mm	11,440円	20,240円	27,500円	1,540円
	100mm	20,020円	36,520円	50,600円	2,310円
従量料金 （1㎡あたり）	8㎡超～20㎡まで	165円	165円	170円50銭	
	20㎡超～50㎡まで	176円	187円	198円	
	50㎡超	198円	209円	220円	

●改定後料金の計算例（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）※料金の請求は2カ月に1度

計算方法	基本料金+従量料金+メーター使用料
計算例	
口径13mm・1カ月で20 ³ m ³ (2カ月で40 ³ m ³)使用した場合	
基本料金(8 ³ m ³ まで)	1,210円
従量料金(8 ³ m ³ 超～20 ³ m ³ まで)	165円×12 ³ m ³ =1,980円
メーター使用料	55円
合計	3,245円
2カ月分料金	6,490円…①
【改定前料金との比較】	
一般用・口径13mm・1カ月で20 ³ m ³ (2カ月で40 ³ m ³)使用した場合	
2カ月分料金	6,160円…②
比較増減額(①-②)	330円(5.3%増)

5. 改定料金の適用時期について

10月1日から新たに使用する水量から改定後の料金が適用されます。

ただし、経過措置として、9月30日以前から継続して使用している方は、10月1日以降、最初に請求する水道料金については、改定前の料金を適用します。

- 10月1日から新規に水道を使用する場合は、改定後の料金が適用されます。
- 奇数月に請求を行う地区では、令和3年1月分から改定後の料金が適用されます。
- 偶数月に請求を行う地区では、令和3年2月分から改定後の料金が適用されます。

6. 共同給水装置（共同メーター）における水道料金の算定特例制度の改定について

複数戸が1つのメーターで水道を利用しているアパートなどの共同住宅の場合、各戸が均等に水道を使用したものとみなして水道料金の算定を行う算定特例制度があります。この特例制度が適用されると、建物全体を1戸として計算する通常の場合に比べて水道料金が安くなります。

このたびの水道料金の改定で、共同住宅に加え雑居ビル等が新たに特例の対象となり、建物内の事務所・テナントも戸数として算定されることとなります。

特例制度の適用には、建物の所有者または管理者からの申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、上下水道部業務課まで問い合わせください。

- (1) 対象となる建物 共同住宅や雑居ビル等で、共同給水装置（共同メーター）の口径が25mm以上のもの。
- (2) 対象となる戸数 壁などで明確に区切られ、専用の出入り口があり、1つ以上の給水栓があり、入居しているもの。
- (3) 対象とならない建物等
 - ・ホテル、旅館などの宿泊施設
 - ・風呂、トイレ、食堂などを共同で使用している建物（寮、寄宿舎など）
 - ・共同で利用する散水栓や集会所等
- (4) 申請方法 「共用給水装置における水道料金の算定特例適用申請書」を上下水道部業務課に提出してください。申請様式は、上下水道部業務課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

7. モバイル決済で水道料金および下水道使用料の支払いができるようになります

11月1日から、「水道料金納入通知書」および「下水道使用料納入通知書」のバーコードを専用のアプリで読み込むことにより、水道料金および下水道使用料の支払いができるようになります。取扱いできるアプリは「Pay Pay」、「LINE Pay」、「PAY B」、「au PAY」、「楽天銀行」、「銀行 Pay（ゆうちょ Pay、はま Pay、YOKAI Pay、こい Pay）」です。

モバイル決済では領収書は発行されませんので、領収書が必要な方は金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

【問い合わせ先】市上下水道部業務課 ☎ 31-0422 ☎ 24-2711